

国民年金からお知らせ

お問い合わせは 役場住民福祉課 ☎82-5713

第三号被保険者の届出をお忘れなく

厚生年金及び共済年金に加入しているサラリーマンや公務員の人に扶養されている配偶者の人は、第三号被保険者として国民年金の届出をしなければなりません。届け出がされていないと、将来もらう年金が減額されたり、年金そのものが受けられなくなる場合もあります。あなたの大切な年金です。届け出は忘れずにしましょう。

詳しくは、役場年金係におたずね下さい。

年金 Q&A

Q 私の主人は3月まで会社に勤めていましたが、都合により退職する予定です。私は以前に第三号被保険者としての届け出をしましたが、主人の退職・再就職により、何か届け出が必要でしょうか？

A 第三号被保険者の人は本人だけでなく、配偶者の就職・退職や転職などによっても種別が変わります。ご主人が退職したことにより第二号被保険者から、第一号被保険者、さらに再就職することにより第二号被保険者となるため、あなたの場合は第三号被保険者から第一号被保険者、さらに第三号被保険者となり、そのつど、届け出が必要となります。



松くい虫

美しい自然を守るため 薬剤散布にご協力を！

松くい虫の被害拡大を防ぐため、「間瀬田ノ浦地区」でヘリコプターによる薬剤散布を実施します。散布後は、薬剤が残留している場

合がありますので、区域内には立ち入らないようお願いいたします。
■散布予定日：6月17日(火)と7月7日(月)の2回実施
■散布時間：午前5時から7時頃(雨天の場合は順延)
 ※なお、散布当日はシーサイドラインの一部が通行止めとなりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。
 また、巻町(6月18・19日、7月8・9日)新潟市(6月18日、7月9日)でも実施されますので、ご注意ください。

6月は土砂災害防止月間です！

梅雨時になると、山崩れや河川の氾濫などによる災害が発生しやすくなります。土砂災害は、一瞬のうちに尊い生命や財産を奪ってしまい、ときには大惨事に発展します。私たちの生活を守るため、災害の未然防止にご協力下さい。山や崖、川などで危ないと思われる所を見つけたら、役場建設課または巻土木事務所までご連絡下さい。

▼平成9年4月4日に発生した落石



巻土木事務所より

国道四〇二号(シーサイドライン)線

交通規制ご協力をお願いします

巻町立岩地内(小浜トンネルと畳ヶ浦トンネルの間)において、岩石落下防止ネット(ロックネット)を張る工事を実施しております。

通行車両の安全性を確保するため、及び工事現場の安全状態確認のため、工事の完了する七月二十日までの間、夜の七時から、翌朝七時三十分まで通行止めとします。ご協力をお願いします。

新潟県警察官(大卒)募集

<受験資格>
昭和43年4月2日から昭和51年4月1日までに生まれた方で、大学(短大不可)を卒業した方又は卒業見込みの方。
<受付期間>
5月9日(金)から6月19日(木)まで。
<第1次試験日及び場所>
7月13日(日) 新潟市
<その他>
詳しい事は、岩室、和納駐在所まで、気軽に問い合わせして下さい。

若さと情熱を待っています!!



子供たちの農業体験

—和小学校の田植え・岩小さつまいも植えつけ—



▼岩小さつまいも植えつけより

先月7日(水)和納小学校において、学校田の田植え、岩室小学校では、さつまいもの植えつけが行われました。

当日和納小学校では、早朝よりPTAの役員の方々が準備をされた田んぼに子供たちは、各班ごとに分かれて作業を行いました。岩室小学校では、お昼から校舎南側の実習畑に集合。先生の指導のもと、各地域ごとに割り当てられた場所に一本ずついねいに植えつけました。これから子供たちにより水の管理や草取りなどがおこなわれ、秋の収穫期にはきっと大豊作になることでしょう。



▼和小田植えより

夏間近か食中毒には十分注意しましょう

—0157等の食中毒に対する家庭での対策—
 昨年全国で多発した0157による集団食中毒は、今年に入り家庭内が原因と疑われる食中毒が発生しています。そこで今回は家庭における予防法をお知らせします。

- ① 食品の購入
肉、魚、野菜などの生鮮食品は新鮮なものを購入しましょう。
- ② 家庭での保存
冷蔵や冷凍に必要な食品は持ち帰ったら、すぐに冷蔵庫や冷凍庫に入れましょう。
- ③ 下準備
調理する前は、手を洗いましょう。生の肉や魚を切った後、洗わずにその包丁やまな板で果物や野菜など、生で食べる食品や調理の終わった食品をきることはやめましょう。
- ④ 調理
加熱して調理する食品は十分に加熱しましょう。
- ⑤ 食卓
食卓につく前に手を洗いましょう。
- ⑥ 残った食品
残った食品は清潔な器具、皿を使って保存しましょう。また、時間が経ちすぎたら、思い切って処分しましょう。



児童手当を受けている皆さん

6月は「現況届」の月です

皆さんのなかで児童手当・特例給付を受けている方は、毎年6月中に児童の養育の状況や前年の所得状況などを確認するため、「現況届」を提出していただくことになっております。この届け出をしないと、受給資格があっても6月以降の手当をうけられなくなることもありますので、忘れずに届け出を行ってください。

降に岩室村に転入した受給者) ※現況届の用紙は役場に用意してあります。なお、児童手当や特例給付の受給資格があると思われる方で、まだ手当の支給を受けていない方の申請手続き及び詳しいお問い合わせは、役場住民福祉課・児童福祉係(☎82-5712)までどうぞ。



6月は児童手当の支払月です!

現在、児童手当を受給されている方は、今月十日に指定された金融機関の口座に振り込まれますので、ご確認ください。